

論 説

アメリカ統一商事法典第9編における浮動担保 制度の史的考察（3）

—事業収益を基礎とする動産担保の制度設計に向けて—

青 木 則 幸

第1章 序論

第2章 フローティング・リーエン概念の生成

第1節 序論的考察

1. フローティング・リーエンの意義
2. UCC第9編前史の概況
3. UCC第9編の起草過程
4. フローティング・リーエンを採用する取引類型とUCC第9編の編成・担保権概念
5. 小括

第2節 UCC第9編起草過程における第I期型フローティング・リーエン法理

1. フローティング・リーエン制度創設の問題意識
2. 第I期法理 〈以上、79巻2号〉
3. 検討—第I期法理の沿革的位置づけ 〈以上、79巻3号〉

第3節 UCC第9編起草過程における第II期フローティング・リーエン法理

1. 第II期法理の検討課題
2. 第II期法理
 - (1) 担保権概念と基本的な効力
 - (2) 登録による公示制度
 - (3) 対世的効力 〈以上、本号〉
3. 検討—第II期法理の意義

第4節 UCC第9編起草過程における第III期フローティング・リーエン法理

第 5 節 小括

第 3 章 フローティング・リーエン法理の展開—UCC 第 9 編に基づく担保権の公示制度と人的財産担保権の対世的効力

第 4 章 結語—わが国への示唆

第 3 節 UCC 第 9 編起草過程における第 II 期フローティング・リーエン法理

1. 第 II 期法理の検討課題

前節で検討したように、フローティング・リーエンの第 I 期法理は、棚卸資産を目的財産とする動産モーゲージに端緒がみられ UTRA で展開された法理に沿革をもつ。いずれも、本来担保権者に占有権原がある財産を、一定の目的のために、(担保実行手続における代理人や、受託者としての) 設定者に委ねるという取引実態を措定したものである。目的とは、目的財産の処分し、換価金にかえることである。そして、フローティング・リーエンの原始的な法理は、「借主の処分権限の行使に際して、設定者が換価金を収取する」という構造をとって出現したのである。

ただし、沿革上の法理は、従来、制限的な取引でのみ用いられてきたものであった。すなわち、動産モーゲージにおいては、換価金をすべてモーゲージ権者への弁済に充当する場合にのみ用いられうるものであった。充当をなす必要がない旨の合意が場合には、たとえ合理的な根拠がある場合であっても、モーゲージそのものが詐害行為と看做され、対世的効力の喪失という、モーゲージ権者にとって過酷な結果が発生した。これは、設定者が事業者であることを常とする棚卸資産金融にありながら、事業収益の一部を設定者の事業維持の費用に充てることができないという不都合を意味する。それゆえ、この制度を利用する取引は、稀だったのである。一方、UTRA においては、換価金の放棄も可能であったものの、その利用は、制定法上の要件を充たし「トラスト・レシート取引」と認められる限定的な取引においてのみ、用いられうるものであった。そして、「トラス

ト・レシート取引」においても、換価金をその発生後直ちに被担保債権に充当する旨の合意(要素)の存在が前提となっていた(自己清算型)のである。

第I期法理は、棚卸資産に継続的信用供与の裏づけとなりうる経済的価値を認める見地から、この法理の適用可能性を拡大する方向性を示した。すなわち、(売買代金のための担保を主たる措定事案とする)「新たな対価」を伴う取引においてという限定付ながら、前史の法理に由来する上述の法理を、爾後取得財産を自動的に捕捉していく継続的な担保取引で用いられる制度へと展開させたのである。

それでは、かかる原始的なフローティング・リーエンの制度設計は、その後、いかなる展開を経て1952年法典の法理を生成するのか。この点、第I期法理の直後に公表された草案②および③の制度設計は、慎重な検討を要する。

草案②(1948年8月公表)は、草案①(1948年5月公表)のわずか3か月後に公表された草案である。しかし、その制度設計は特徴的である。「棚卸資産および売掛債権金融」という取引類型を細分化し、その亜類型のひとつについて、爾後取得財産の捕捉を否定する制度設計をとるのである。その後、草案③(1949年5月公表)もこの構造を承継する。しかし、この制度設計は、草案④では採用されず、以降現行法に至るまで採用されていない。本稿では、かかる構造をもつ法理を第II期法理と位置づける。

第II期法理は、細分化された取引類型について、異なる制度設計を採用している。とりわけ、問題含みに見えるのは、爾後取得財産条項を否定する亜類型が存在することである。これは、(少なくとも狭義の)フローティング・リーエンとは呼び難い。しかしながら、一方では、この亜類型が抽出され区別されていた第II期に、フローティング・リーエンの法理は、精緻化を見せる。実際、1952年法典に至る第III期法理には、第II期法理で展開された議論枠組みを前提としているものが、少なくないのである。かか

る展開の基礎にあるポリシーを明らかにすることが、本節の狙いである。

以下、本節では、第Ⅱ期法理の制度設計を素描したうえで、かかる制度設計が担った問題状況を検討し、フローティング・リーエン制度における位置づけを考察したい。

2. 第Ⅱ期法理

(1) 担保権概念と基本的な効力

第 1 に、「棚卸資産および売掛債権金融」類型（第Ⅱ期当時の UCC 第 7 編第 3 章）に属する担保権概念に目を向けよう。

第Ⅱ期法理においても、本類型に属する担保権概念そのものは、第Ⅰ期法理とかわらない。設定者による処分（転売や加工）を予定する財産を目的財産とする担保権である。物品たる棚卸資産を目的財産とするものと、無体財産たる売掛債権を目的財産とするものがある。ただし、第Ⅰ期法理がこれらの担保権をすべて棚卸資産リーエンというひとつの概念で捉えていたのに対し、第Ⅱ期法理はこれらを次のように細分化する。

まず、第Ⅱ期法理は、棚卸資産を目的財産とする「棚卸資産リーエン」のうち一定のものを、「特定棚卸資産リーエン (specified lien)」(草案②) ないし「特別棚卸資産リーエン (special lien)」(草案③) という概念（以下、両概念をあわせる場合、特定・特別リーエンと呼ぶ。）で捉え、その余の棚卸資産リーエンである「一般棚卸資産リーエン (general lien)」(草案②、草案③)（以下、一般リーエンと呼ぶ。）と区別する。ここで、特定・特別リーエンとは、次のような棚卸資産リーエンであった。すなわち、草案②は、「棚卸資産の特定 (identified) ないし分離 (segregated) 構成部分 (unit) における借主の権利に設定されたものである場合。かつ、棚卸資産の各構成部分が売却・消費された場合、あるいは、特定性を失わせるような処分がなされたときに、当該リーエンの被担保債権の特定の部分が、弁済・履行されることになる場合」(草案② § 302(4)) に、草案③は、「個々に目的財産たる棚卸資産の各構成部分を特定 (identify) しており、

かつ、各構成部分としての被担保債権の一部を解放する場合に支払われるべきリリース価格を定めている」(草案③ § 7-302(2)) 場合に、当該棚卸資産リーエンを特定・特別棚卸資産リーエンであるとする。

次に、第II期法理は、第I期法理では純粋に棚卸資産リーエンの目的財産とされていた売掛債権を、棚卸資産リーエンの対象から分離しつつも、棚卸資産リーエンと同じ「棚卸資産および売掛債権金融」類型において規定する。草案②の起草者解説書は、この趣旨を、「売掛債権金融において生じる問題と棚卸資産金融の問題は、非常に類似しているので、生じる差異を規定しつつ、同じ章で扱うべきである」とする。

ただし、売掛債権金融に関しては、売掛債権を目的財産とする担保権に限定せず、あらゆる売掛債権譲渡 (any assignment) を対象とする (草案② § 301(1)、草案③ § 7-301)。草案③の起草者解説が明言するように、これは、担保の目的でなされたのでない売掛債権譲渡であっても、適用があることを含意する。また、第II期法理で対象とされた売掛債権譲渡は、棚卸資産リーエン設定者と同様、事業者 (person engaged in business) によって譲渡がなされる売掛債権譲渡のみであった (草案② § 301(1)、草案③ § 7-301(a))。草案③の起草者解説は、「事業者でない者によってなされた売掛債権や契約の譲渡は、コモンローのルールが適用されることになる」としている。

第2に、設定者に対する処分権限の付与について。棚卸資産は、いずれも、設定者による売却等の処分を予定する財産 (物品) であり、売掛債権も設定者による回収等の処分を予定する財産 (無体財産) である。第II期法理も、「棚卸資産および売掛債権金融」(当時のUCC第7編第3章)のために編まれた担保制度であり、かかる財産を目的とする担保制度の法理の創設を目的としている。このことから、第II期法理は、第I期法理同様、一貫して、設定者に対する処分権限の付与を承認する規定をおく。すなわち、草案②は、「棚卸資産リーエンも (売掛債権) 譲渡も、借主・譲渡人

が棚卸資産ないし返却された物品の全部・一部を使用・処分すること、あるいは、借主・譲渡人が棚卸資産の処分ないし売掛債権の回収・和解によって生じる換価金の処分の自由(liberty)をもつことを根拠として、無効とはならない。また、与信者・譲受人が借主・譲渡人に対し棚卸資産・売掛の清算や補充を要求しない場合も、このことを根拠に無効とならない。」(草案②§307)と規定する。草案③もほぼ同旨の規定をおく(草案③§7-311)。いうまでもなく、これは、一般棚卸資産リーエン、特別棚卸資産リーエン、売掛債権のいずれにも共通の規定である。

第3に、爾後取得財産の捕捉について。

まず、棚卸資産リーエンについて見ると、一般リーエンと特定・特別リーエンでルールが異なる。さらに、特定・特別リーエンは、2つに場合わけされているため、実質上、3つのルールが存在することになる。

①一般リーエンについては、爾後取得財産の捕捉を承認する。そして、設定者があらたに取得した棚卸資産について、既存の目的財産と同じ対抗力を付与する旨の規定がある(草案②§308(1)、草案③§7-313⁽²¹⁾(2))。②それに対し、特定・特別リーエンは、原則として、爾後取得財産を含めることができないとされる(草案②§308(2)、草案③§7-313(1))。③ただし、次のような例外を設ける。「継続的な貸付が全体として担保されるべき場合で、かつ、新たな貸付が新たな棚卸資産を獲得する過程の現段階において誠実になされた場合、結果的に発生した新たな(=新たに債務者が獲得した)棚卸資産上の特別棚卸資産リーエンは、当該継続的貸付全体に関して新たな対価を伴って設定されたものと看做される」(草案②§308(2))という例外である(草案③§7-313(1)も同旨)。

次に、売掛債権の譲渡については、この「特定棚卸資産リーエン」と同一のルールが適用されるといってよい。すなわち、草案②は、「将来発生する売掛債権(future accounts)を含めることができない」ことを原則としつつ、「しかし、以下の場合、新たな売掛債権の譲渡は、新たな対価を

伴うものである。(a) 譲渡人が譲渡目的たる売掛債権の一定の担保余力 (margin of security) を維持する旨の約定のある金融契約のもとで、担保余力を維持する過程の現段階 (current course) において、譲渡が誠実になされた場合、金融契約に基づいて与えられた新たな対価の範囲内で (新たに発生した売掛債権の譲渡は、新たな対価を伴う譲渡と看做される。)(b) 棚卸資産リーエンの目的となっている売掛債権および動産担保証券が、棚卸資産リーエン権者に譲渡された場合、当該棚卸資産リーエンが新たな対価を伴うものである範囲内で (新たに発生した売掛債権の譲渡は、新たな対価を伴う譲渡と看做される。))との例外を規定する (草案② § 308(3))。草案③においても、やや簡略化されたものの、同趣旨の規定がみられる。すなわち、「与信者の換価金上のリーエンについて本編で規定する場合 (§ 7-322) を除き、与信者は、売掛債権や動産担保証券の権利を、それらが発生したときに、取得しない。しかし、売掛債権や動産担保証券の新たな譲渡は、新たな対価が以下のような契約・権利に基づいてかつて供された範囲内で、新たな対価を伴うものである。(a) 新たな売掛債権・動産担保証券の譲渡が、誠実になされ、かつ、当該契約に基づく現在の過程において、なされている場合に、金融契約に基づいて (新たな対価がかつて与えられていた場合) (b) 売掛債権・動産担保証券が、棚卸資産リーエンに基づく棚卸資産の処分から生じた場合に、当該棚卸資産リーエンに基づいて (新たな対価がかつて与えられていた場合)」(草案③ § 7-313(3)) との規定である。

以上のように、第II期法理において、担保権概念は、実質上、5種類に細分されているのである。すなわち、①一般リーエン、②棚卸資産を目的財産とする単発的な信用取引において用いられる、特定・特別リーエン、③棚卸資産を目的とする継続的な信用取引において用いられる、特定・特別リーエン、④売掛債権を目的財産とする単発的な信用取引において用いられる、売掛債権譲渡、⑤売掛債権を目的財産とする継続的な信用取引において用いられる、売掛債権譲渡である。

(2) 登録による公示制度

第II期法理は、棚卸資産リーエンおよび売掛債権譲渡の公示制度として、貸付証書の登録という手法を採用する。この点は、第I期法理を踏襲したものである。

また、この貸付証書の必要的記載事項についても、第I期法理を概ね踏襲している。簡単に確認すると、次のような内容である。

まず、貸付証書の必要的記載事項は、①借主および貸主によって署名がなされ、かつ、②棚卸資産リーエンに関する情報が取得されうる与信者の住所、③借主の住所、および、④与信者が借主の棚卸資産上にリーエンを保有する（あるいはその予定である）旨、であった（草案②§321(1)、草案③§305(1)）。それらの種類は、「一般的に貸付証書に記載される種類」のものでよいとされていた（同）。

第II期法理は、売掛債権の譲渡の公示に用いる「通知 (notice)」を、貸付証書と分けて規定しているが、その必要的記載事項は、ほぼ貸付証書の場合と同じであった。すなわち、①譲渡人および譲受人による署名がなされており、②譲渡に関する情報が取得されうる譲受人の住所、③譲渡人の住所、および、④譲渡人が売掛債権を譲受人に譲渡した（あるいは譲渡する意思を有する）旨の記載がある場合に有効であるとする（草案②§321(2)、草案③§305(2)）。

ただし、棚卸資産リーエンの貸付証書の場合であっても、また、売掛債権譲渡の通知の場合であっても、第I期法理には見られなかった記載を義務付けていた。すなわち、「新たな対価」を伴わない場合、および「将来の貸付が完了していない場合」には、上記必要的記載事項に加え、「当該リーエンないし売掛債権譲渡が新たな対価を伴わないものである旨の供述 (statement)」および「当該債権額（棚卸資産リーエンの被担保債権ないし譲渡目的債権の金額）」を記載しなければならないとしていた⁽²¹⁾のである。

なお、貸付証書・譲渡通知の有効期間は、（第I期法理同様）1年である

とされ(草案② § 323(1)、草案③ § 7-308(1))、更新(renewal)も可能とされた(草案② § 323(2)、草案③ § 7-308(2))⁽²¹²⁾。更新は、従前の登録の有効期間内であればいつでも行うことができ、更新の後1年間、「全ての点で従前の当事者の権利関係を維持する」効力をもつとされた。従前の登録の失効前1か月以内に更新がなされたときは、更新の効力は、失効日を起点として発生するものとされた。これらの有効期間や更新に関する規定も、概ね第I期法理をそのまま踏襲したものとすることができる。

(3) 対世的効力

それでは、第II期法理は、上記の貸付証書の登録ないし売掛債権譲渡の通知という公示制度の存在を前提として、フローティング・リーエンにいかなる対世的効力を付与する設計を採用していたのか。

a. 対抗力の概念—「パーフェクト」概念の導入

第II期法理は、担保権の対世的効力の概念として「パーフェクト(perfect)」という用語を採用した(草案② § 305(4)、草案③ § 7-107)。

既述のように、第I期法理においては、担保権の対世的効力の概念として、「第三者に対して有効(effective)である」という概念が採用されていた。これは、UCC前史における棚卸資産モーゲージの判例に由来する概念であった。すなわち、「法律上の無効」説のもとにあった棚卸資産モーゲージですら、当事者間では無効と解されていなかったのであって、その法理の沿革は、第三者に対する有効性をいかに獲得するかという議論を通して形成されてきたものであった(本章第2節3.(3)参照)。また、UTRAも、この「第三者に対して有効である」という概念をもって、対世的効力の付与を規定していたのである(本章第2節3.(4)参照)。

それでは、第II期法理で採用されるに至った「パーフェクト」とは、いかなる概念であろうか。この点、草案②および草案③は、いずれも、どのような場合に「パーフェクト」にされるのか、という形でしか同概念を定

義しない。すなわち、草案②は、「“リーエンをパーフェクトにする”とは、質の場合、占有を取得することである；契約に基づかない（non-contractual）リーエンの場合、当該リーエンを第三者に対して有効にするための法定の要件に基づく行為（action）がなされたときである；棚卸資産リーエンないし売掛債権譲渡の場合、リーエンは、§311に規定される手法でパーフェクトにされる。」とし（草案②§305(4)、草案③も「担保権がパーフェクトにされていないければ当該担保権に優先するはずの権利を有していたであろう人々に対して、担保権を主張できる（enforceability）ための法定の要件を具備した場合」に「パーフェクト」になるのだとする（§7-107(1)）。

草案③の起草者解説は、かかる形での規定の趣旨を、「パーフェクトであること（perfectability）は、程度の問題（matter of degree）である」ためであると説明する。すなわち、「あるタイプの担保権は、パーフェクトにされた場合であっても、それにもかかわらず他の権利に敗れること⁽²¹⁴⁾になる。それゆえ、「パーフェクション」の定義は、要件となる手続が未了である場合、担保権の通知を得ずに対価を供したならば担保権者に勝つであろう人々（買主・債権者）に対して、担保権保有者を保護するために必要な手続⁽²¹⁵⁾によって規定される」というのである。

以上のように、第II期法理によって採用された「パーフェクト」という概念は、その機能においても、また、程度においても、従前用いられてきた「第三者に対して有効」という概念と大きくは異ならないものである。以下本稿では、（あえて前史・第I期法理における「有効（effective）」という文言と区別する必要のある場合を除き、）「パーフェクション」を対抗力と呼ぶ。

b. 対抗要件

それでは、第II期法理は、対抗力（perfection）を具備するために、いかなる要件を要求しているのか。「パーフェクト」と呼ばれることになっ

た対抗力の内容を調べる前提として、対抗要件の制度設計を見ておきたい。

(a) 棚卸資産リーエンおよび売掛債権譲渡の対抗要件

棚卸資産および売掛債権は、UCCにおけるフローティング・リーエン概念が主として予定する目的財産である。第II期法理は、棚卸資産リーエンおよび売掛債権譲渡に関する対抗要件制度をいかに規定したのか。既述のように、第I期法理は、(売掛債権をも目的財産となしうる)棚卸資産リーエンについて、公示制度を基礎とする対抗要件制度を採用していた。第II期法理も結果的にこれを踏襲する(草案③)。しかし、その採用の過程において、かかる制度設計に例外(=公示制度を基礎としない対抗要件制度)を設けることの是非が、中心的な論点となったのである。以下、草案②と草案③の依拠する見解の異同に注意しつつ、検討をすすめる。

草案②は、棚卸資産リーエンと売掛債権譲渡の対抗要件について、共通の制度の導入を目指すものであったが、この共通の対抗要件制度は、棚卸資産か売掛債権かという目的財産の種類とは別の基準で峻別される二元的な対抗要件制度を採用するものであった。⁽²¹⁶⁾ここで、区別の基準とされたのは、当該取引が「新たな対価」⁽²¹⁷⁾を伴うものであるか否かであった。⁽²¹⁸⁾

第1に、棚卸資産リーエンが、同時履行のかたちで「新たな対価」を伴う取引において設定される場合、当該リーエンは、「設定時点で、借主の債権者および借主からの買主に対して、対抗力をもつ」(草案②§311)ものと規定された。売掛債権譲渡の場合も同様である。すなわち、「新たな対価」を伴う取引によって売掛債権が譲渡された場合、譲渡通知の登録という公示手段を用いることなく、譲渡そのものが対抗要件になるのである(同条)。

起草者解説書によると、この規定は、棚卸資産リーエンと売掛債権譲渡の対抗要件制度を統一するというポリシーのもと、売掛債権の取引慣行の

方に引き寄せた妥協的な規定であったようである。この背景には、「債権譲渡は、なされた時点で第三者に対して有効である」という主張が強力になされたという事情がある。すなわち、「物品上のリーエンに関しては、伝統的に、登録が、当該権利の対抗力の有無を決するとされてきた」が、「譲渡に関しては、辛口の議論が生じており 2 説の対立がある。ひとつは、登録なくして譲渡の効力を承認する見解であり、いくつかの制定法の採用するものである。もうひとつが、有効性の承認のために登録を主張する説である」という状況が存在していた⁽²¹⁹⁾。かかる議論状況を前提に、売掛債権譲渡の取引慣行に妥協した対抗要件制度を、棚卸資産リーエンにも適用するものであるとする⁽²²⁰⁾。

ただし、かかる対抗要件には、両者共通の例外規定が 2 つ設けられた。まず、①棚卸資産リーエン設定者ないし売掛債権譲渡人の一般債権者が、⁽²²¹⁾「借主によって作出された、不適切な財務諸表 (financial statements) を [直接、間接に] 信頼して、誠実に」設定者ないし譲渡人に与信 (credit) をなした場合の例外である。この場合、上述の要件を充たし、貸付証書の登録という公示を伴わずに対抗力をもつはずの棚卸資産リーエン権者・売掛債権譲受人は、一般債権者にこの対抗力を主張できない。また、②一般債権者が、新たな対価を供して、目的財産を買受けた買主である場合、引渡しを受ければ、棚卸資産リーエンないし売掛債権譲渡の効力を免れるとされた (草案② § 311)。そのうえで、棚卸資産リーエン権者や売掛債権譲受人が、対世的効力上の不安定さを確実化するには、貸付証書の登録による対抗要件を具備すべしとしたのである⁽²²²⁾。

第 2 に、「従前の対価のための棚卸資産リーエン」の対抗要件は、必要的に、貸付証書の適切な登録であるとされた。ここで適切な登録とは、①貸付証書の形式的要件 (草案② § 321) に加え、②当該リーエンの設定ないし譲渡が従前の対価のためになされたものである旨の記述 (statement)、③当該リーエン・譲渡の額の供述を伴う登録であるとされていた。

第 3 に、上述第 1 と場合と第 2 の場合の限界事例に相当する場合、すな

わち、「新たな対価」が供されるが同時履行的でない場合や、「新たな対価」が同時履行的に供されるが当事者が任意に登録をなした場合について、次のように規定する。

まず、棚卸資産リーエンが、少なくとも同時履行に近い形で「新たな対価」を伴う取引ではない場合、当該リーエンの対抗要件は、必要的に貸付証書の登録であるとする。すなわち、「棚卸資産リーエンないし譲渡が従前の対価のためである場合、あるいは、新たな対価が登録の1か月以上前に供されている場合」は、貸付証書の適切な登録が対抗要件であるとされ、対抗力の発生時期は貸付証書の登録時点であるとされた(草案② § 311(2)(a))。

次に、新たな対価が同時履行的に供されている事案において、棚卸資産リーエン権者や売掛債権譲受人が任意に貸付証書の登録を得た場合、その公示による対抗要件の具備がなされる。その効力の発生時は、次の時点であるとする。すなわち、「新たな対価が、棚卸資産リーエンの設定契約に基づき、登録前1か月以内に供されている場合、その新たな対価が供された時点。」(草案② § 311(2)(b))、また、「棚卸資産リーエンの設定ないし譲渡が登録の後になされた場合、その設定、譲渡がなされた時点。」(草案② § 311(2)(c))である。なお、ここで規定された手法で対抗要件が具備された場合、上述第1の手法で対抗要件が具備された場合の例外規定は適用にならない。

以上が、草案②における棚卸資産リーエンおよび売掛債権譲渡の対抗要件制度であった。公示制度(貸付証書・譲渡通知の登録)を基礎とするものとし、併存させる二元的な制度設計を採用していたのである。

これに対して、草案③は、草案②の法理を採用せず、棚卸資産リーエンの貸付証書ないし売掛債権譲渡の通知の登録制度を利用する一元的な対抗要件制度を採用した。すなわち、草案③は、一般リーエンと特別リーエンとを問わず、貸付証書の登録による公示が対抗要件となりうることを規定

する。「棚卸資産リーエン・売掛債権譲渡に対抗力が付与されるためには、貸付証書が……登録されねばならない。」(草案③ § 7-305(1)) としたのである。

草案③も、棚卸資産リーエンと売掛債権の対抗要件を統一するというポリシーの点では、草案②と同じ基礎をもつ。しかし、草案②とは異なり、売掛債権譲渡に見られた伝統的見解を否定し、棚卸資産リーエンの対抗要件に引き寄せた制度設計を採用したのである。

かかる変更の趣旨について、草案③の起草者解説は、「売掛債権上の秘密のリーエンが、棚卸資産上の秘密のリーエンと同様に有害であることに鑑みれば、(債権譲渡はなされた時点で第三者に対して有効であるというルール)⁽²²³⁾ 破棄は正当化されうる」との説明を付する。

(b) 換価金の対抗要件

換価金の対抗要件に関して、第Ⅱ期法理は、第Ⅰ期法理を踏襲するのみである。⁽²²⁴⁾ すなわち、対抗要件を具備した棚卸資産リーエンが設定者によって処分された場合や、対抗要件を具備して譲渡された売掛債権の回収が譲渡人によってなされた場合、当該担保権者ないし譲受人は、換価金に対して対抗力ある権利を有するのである。

第Ⅰ期法理同様、第Ⅱ期法理も、2 種類の換価金概念を採用する。すなわち、金銭や小切手といった現金的換価金と (草案② § 313(5)、草案③ § 7-322(1))、売掛債権や代物弁済によって取得された物品などを含む非現金的換価金である (草案② § 313(6)、草案③ § 7-322(1))⁽²²⁵⁾。そして、その対抗要件を、いずれも、処分される前のもとの目的財産の対抗要件に求めるのである。第Ⅱ期法理の段階では、(後の法理に見られるような) もとの目的財産の対抗要件と別途の、換価金を目的財産とする権利の対抗要件については、規定がなされていなかった。

(c) 動産担保証券の対抗要件

動産担保証券とは、典型的には、ディーラーが、消費者に対して、物品(自動車や家電などのいわゆる耐久財が主たる措定事案である)の信用売りをなした際に生じる金銭債権と動産担保権(種類を問わず)を表章した証券である。動産担保証券の定義を明示したのは、草案③である。いわく「動産担保証券」とは、動産(chattels)の売却やリースから生じる割賦払債務であり、その支払が売買目的財産たる動産権によって担保されているものである」(草案③§7-104(4))と。

この点、動産担保証券の概念は、既に第I期法理において導入が目指されていた。実際、草案①においても、動産担保証券に関する規定が散見される。すなわち、既述(本章第2節2.(3))のように、草案①の換価金に関する規定には、動産担保証券を非現金的換価金に含める旨の規定が存在する(草案①§17)。また、(起草が保留されていたものの)動産担保証券の定義規定を設ける予定を示す項目が存在した(草案①§3)。

第II期法理は、この動産担保証券の規定を顕在化させたわけであるが、単に、棚卸資産リーエンの非現金的換価金とするのみならず、独自の対抗要件規定を置いた。すなわち、「同一の動産担保証券の連続する譲受人らの間では、対価を供する譲渡が優先し、対価を供する連続する譲受人らの間では、動産担保証券の誠実な保有者が償還およびその換価金に対する権利を有する」(草案②§326(1))とし、「譲渡人の債権者(およびその代理人)に対して、動産担保証券の譲渡は、当該動産担保証券の引渡しの時点で対抗力をもつ。しかし、動産担保証券が譲受人に引き渡されない場合でも、§311にもとづく売掛債権と同様の効力をもつ」とする(草案②§326(2))。

起草者解説書にいうように、これは、動産担保証券が譲受人に引渡されていない場合に、売掛債権の譲渡におけるのと同じルールを適用するものである。草案③もこれとほぼ同じ規定をおいている。

(226)

(227)

c. 対世的効力—対抗要件を具備した担保権における対抗力
(perfection) の内容

それでは、対抗要件を具備され、対抗力を付与された(=パーフェクトな)棚卸資産リーエン・売掛債権譲渡には、いかなる対世的効力が認められるのであろうか。もちろん原則は第三者に対して主張されうる有力な権利となるのである。しかしながら、この対世的効力には、制度設計上一定の制限が予定されている。フローティング・リーエンの対世的効力の制度設計をみる上で慎重な検討を要するのは、この制限の法理である。とりわけ第II期法理は、この制限の法理を、第I期法理から受けついでにとどまらない。新たな制限理論の導入を積極的に試みたのである。以下では、第II期法理における対世的効力の制限法理について、第I期法理を踏襲したものと、新たに導入したものの区別に留意しつつ、検討をすすめる。

(a) 事業の通常の過程における買主の保護

第II期法理は、「事業の通常の過程における買主」の保護の規定について、第I期法理(草案①§13)を、そのまま踏襲した(草案②§312、草案③§7-314)。すなわち、棚卸資産リーエン設定者の処分行為の結果、「事業の通常の過程における買主」となった者は、先行する棚卸資産リーエンの対抗要件の有無を問わず、また、右リーエンについて善意であるか悪意であるかを問わず、保護されるのである⁽²²⁸⁾。

(b) 換価金に関する対世的効力

上述のように、第II期法理は、換価金の対抗要件を、もともとの目的財産についての対抗要件と規定する。これは、換価金が、現金的換価金である場合と非現金的換価金である場合とを問わない。それでは、もともとの目的財産が対抗要件を具備するものである場合、棚卸資産リーエン権者は、換価金に対するいかなる効力を、第三者に対して主張することができるのであろうか。

まず、原則に関する規定を見てみよう。

前提としてUCC前史および第I期法理の状況を確認しておきたい(本章第2節3.参照)。この点、動産モーゲージ(ニューヨーク州法)は、設定者をモーゲージ権者の実行手続における代理人と構成する代理⁽²²⁹⁾(agency)理論を基礎に、本人たるモーゲージ権者が換価金に対する権利を取得することを承認していた。また、UTRA § 10は、(貸主が借主に目的財産の処分権限を付与し、借主が目的財産の換価金をすべてトラスト・レシート担保権の被担保債権に充当する旨を約す、いわゆる自己清算の性質をもつ)トラスト・レシート取引を基礎に、貸主が換価金に対する“権利”を取得する旨を規定する。トラスト・レシート自体が対抗力をもつ場合、この権利にも、対世的効力が認められたのである。第I期法理は、かかる法理を踏襲し、合意された換価金に対する権利を、借主に対して主張することができる旨を規定していた(草案① § 318)。

草案②の換価金についての対世効に関する原則規定は、基本的に第I期法理を踏襲するものである。すなわち、処分の際して、「与信者が、借主に対して、合意された換価金に対する権利を取得する」ことを基礎に、「この限りにおいて、…第三者に対して、対抗力のあるリーエンを維持する」と規定する(草案② § 313(1))。この点、(UTRA § 10および)第I期法理(草案①)の文言と比較すると、換価金に対する「権利を取得する」という概念が、「リーエンを維持する」という概念に置き換えられている。しかし、この文言の変更には、従前の法理を変更する意図はなかったようである。起草者解説書は、(文言変更の趣旨には直接言及していないものの)⁽²³¹⁾原則規定の趣旨として、次のような説明をなす。「本条は、棚卸資産上のリーエンが、そのかわりに(in substitution therfor)換価金上に移行する(passes onto)旨を規定する。これは、代理理論に基づくか、トラスト理論に基づくか、あるいは、その他なんらかの理論(some other theory)に基づくものであるが、伝統的な原則(traditional doctrine)である。これ

は、UTRA § 10と一致するものである。」⁽²³²⁾というのである。

草案③になると、原則規定の文言は、さらに修正を受ける。すなわち、「担保目的財産たる棚卸資産の処分に際し、与信者は、彼の棚卸資産上のリーエンが対抗力を付与されていた限りで、継続して対抗力あるリーエンを借主の受領した換価金上に保有する。」(草案③ § 7-322(2))と規定する。第Ⅰ期法理と比較すると、(草案②同様の)「リーエンの承継」という概念の導入に加え、当事者の合意を不要とした点に、修正が見られる。ただし、この修正も、依然として、従前の法理を否定する趣旨をもっていなかったようである。起草者解説を見よう。やはりここでも、文言変更の直接的な説明はない。しかし、修正後の原則規定の趣旨を次のように説明しているのである。すなわち、「在庫商品上のリーエンが有効と認められる場合はいつも、債務者によって売却された当該在庫商品の換価金に対する請求権を有するというルールが受け入れられてきた。このルールは、ときに、担保権がもともとの目的財産の代替として (in substitution) 受領された“財産”に付着するルールであると説明され、また、ときには、借主がかかる換価金を担保貸主の“受託者”として保有するのだと説明されてきた。UTRA は、貸主が、借主の債権者や借主からの買主に対して、貸主の棚卸資産に対する権利と同等の“権利”を、換価金にもつと規定している」と。以上を前提に、「第(2)項は、一般的に受け入れられたルールにしたがう。担保権は棚卸資産から換価金に移行するというルールである。」⁽²³³⁾というのである。

棚卸資産上の担保権の対抗要件を基礎に、換価金上にも対抗力ある担保権の効力(“権利”ないし“リーエン”)が認められるのが原則である。しかし、既述(本節3.(3)a.)のように、かかる対世的効力は、無制限であるわけではない。以下では、換価金の対世的効力を制限する規定について、第Ⅱ期法理の制度設計を見よう。

第1に、換価金の受領に関する権利放棄規定がある。

この規定の制度設計を見るにあたっては、先に前史を確認しておくのが便宜である。この点、動産モーゲージ制度において、モーゲージ権者は、設定者が発生させた換価金を全て回収しなければならなかった。モーゲージ権者の権利放棄があった場合、設定者による処分が代理権に基づくものであるとの理論が崩れ、モーゲージ権者が設定者による処分を承認するモーゲージであることになる。(棚卸資産モーゲージについて「法律上の無効」説をとってきた) ニューヨーク州法などの多数見解において、これは、モーゲージ本体が第三者に対して無効となることを、意味したのである。しかし、かかる制度設計は、(設定者・第三者にとって酷であるばかりか) 担保権者自身にとっても不都合である。というのは、担保権者が設定者に目的財産を処分させる趣旨は、設定者が当該財産の処分に適した事業を維持していることにある。換価金を無制限に回収しなければならない(=権利放棄をなしえない)のでは、換価金の一部を設定者の事業経費に充てる途を閉ざすことになるからである。そこで、UTRA § 10(c) は、換価金に対する効力について、一定の権利放棄規定をおいた。すなわち、UTRAに基づく(自己清算型取引を基礎に) 貸主は、換価金に対する対抗力のある“権利”を有するのであるが、10日間回収しない場合は、当該換価金に対する“権利”を、第三者に対して主張できなくなるのである。第I期法理は、この法理を踏襲した。換価金に対する棚卸資産リーエン権者の権利が、現金的換価金については1週間、非現金的換価金については1か月で、消滅する旨を規定したのである。

草案②は、これを踏襲しつつも、消滅に至る期間については、態度を保留する。すなわち、「与信者が、換価金の受領後 [1か月] 以上の間、借主による保持力 (retention) を行使しない場合、借主によって受領された換価金上の与信者のリーエンは、放棄される。」(草案② § 313(1)(a)) という明文の権利放棄規定をおく。⁽²³⁴⁾ かかる権利放棄規定が、UTRA § 10(c) に由来するものであることは、草案②の起草者解説書にも言及されている。ただし、UTRA § 10(c) は、換価金の存在を知りたる後10日後に権

利放棄が生じるとするものであった。それに対し草案②§313(1)(a)に規定する“取得”は、換価金の存在についての“認識”を要求していない。起草者解説書は、「借主が日常的に(regularly)売却を行っており、かつ、定期的な清算が実施されていない旨の認識は、権利不行使(acquiescence)にあたる⁽²³⁵⁾」としている。

草案②では、この権利放棄期間の考え方が、破産手続き開始時における権利放棄の範囲に関する規定にも、反映している。「換価金を与信者・譲受人に移転する前に、借主ないし譲渡人の財産(estate)を債権者の管理(creditors administration)に委ねる(application)場合、右与信者・譲受人は、右譲渡の前[1ヶ月以内]に借主・譲渡人が受領し移転のなされていない換価金の金額について、優先権を有する。」(草案②§313(4))とする。これは、棚卸資産リーエンや売掛債権譲渡が、設定者の処分の結果生ずる換価金を清算するものでありながらも、日々の清算を前提とした制度ではなく、1か月間の経過による権利放棄がなされる前の清算を予定した制度であることを意味する⁽²³⁶⁾。これは、UTRAおよび草案①の制度設計をほぼそのまま踏襲したものである。

草案③では、明文の権利放棄規定が省略されるものの、「破産手続きにおいて、与信者は、現金的換価金の追及のかわりに、破産手続き開始前1週間以内に受領された借主の現金上にリーエンを有する。与信者は現金的換価金に対しそれ以上の権利を有さない。」(§7-322(2)(c))旨を規定する。この規定は、草案②における上述の後者の規定(草案②§313(4))に相当し、前提として、権利放棄期間の存在を示唆するものである。草案③の起草者解説も、この規定の趣旨を、UTRA §10のルールを明確化するものであると説明する⁽²³⁷⁾。ただし、草案③の規定は、(権利放棄期間の概念を前提としていることを示唆するものであるが、同時に)破産手続き開始時における権利放棄の範囲に関して、権利放棄規定の影響の縮小をも示唆するものである。すなわち、現金的換価金に関する規定のみを置くに過ぎないのである。起草者解説によると、この点での現金的換価金と非現金的換価金の

処遇の差異は、トレース (trace) の可能性の有無であるとする。⁽²³⁸⁾

第2に、換価金に対する棚卸資産リーエン・売掛債権譲渡の対世的効力を制限するメカニズムとして、「通常の過程における」換価金の譲受人を保護する旨の規定がある。

既述のように、「通常の過程における」換価金譲受人の保護を最初に規定したのは、第I期法理であった。すなわち、対価を供した現金的換価金の取得者(草案①§19(3))、および、「事業の通常の過程における買主」(草案①§13)に相当する非現金的換価金の取得者(草案①§19(1)(b))が、先行する対抗力ある棚卸資産リーエンの効力を免れる旨を規定したのである。文言から見てとれるように、第I期法理がかかる規定をおいたのは、(処分される前の)棚卸資産に関する「事業における通常の買主」保護制度のアナロジーであったものと思われる。草案①の起草者解説書には、その⁽²³⁹⁾起草趣旨について、特段の説明をなさない。

草案②は、結論的には、第I期法理を踏襲する内容の規定をおく。すなわち、対抗要件を具備した棚卸資産リーエンおよび売掛債権譲渡であっても、「通常の過程において借主から現金的換価金を誠実に受領した者」、および、「新たな対価を供する非現金的換価金の買主」に該当する第三者に対しては、対抗力が及ばない旨を規定する。また、その際、当該第三者の善意・悪意を問わないとする(草案②§313(1)(b))。

ただし、第II期法理起草段階では、第I期法理より踏襲した換価金の「通常の譲受人」保護制度の正当化根拠が厳しく問われたようである。草案②の起草者解説書は、草案①のものとは打って変わり、右制度の起草趣旨を詳細に論じている。

草案②起草者解説書は、同制度を要請する問題点として、まず、次のような設例を挙げる。「問題点は、自動車のディーラーの設例によって例証されよう。あるディーラーが、金融会社Aとの間で、彼の自動車の“フ⁽²⁴⁰⁾ロアー・プラン”をなす。その後、ディーラーが、(消費者Cに対し)条

件付売買に基づく信用売買のかたちで自動車を売却する。ディーラーは、右契約上の権利 (contract) を地方銀行 B に対して売却ないし割引する。銀行 B は、金融会社 A の請求権に服するの か?」 というものである。そして、この設例は、UTRA のもとで実際に生じた多くの訴訟に基づくものであるとする。⁽²⁴⁾

問題の所在は、かかる事例において、UCC 前史における UTRA に基づく権利関係と、第 I 期法理に基づく権利関係が、異なる可能性があったことであった。上述の規定から明らかなように、第 I 期法理では、金融会社の自動車上の担保権 (= 前史のトラスト・レシート担保権、ないし、第 I 期法理に基づく棚卸資産リーエン) に予め対抗力が付与されていた場合であっても、銀行が勝つ場合が少なくない。消費者 C に対する自動車代金債権には、条件付売買に基づく動産 (= 自動車) 担保権がついている。この担保権付代金債権を表章した証券は、動産担保証券 (chattel paper) である。そして、この動産担保証券は、UCC 第 I 期法理上の非現金的換価金に相当するのである。これに対し、UTRA では、次のような規定があった。すなわち UTRA § 10(a) は、対抗力あるトラスト・レシート担保権の目的財産の換価金に対する効力を、「§ 9(3) に基づく債務に対する権利の範囲内」に限定する旨規定する。そして、UTRA § 9(3) は、「物品・権原証券・証券の信用買いは、新たな対価を伴う買取となる。しかし、担保権者は、右買取を原因として発生し、設定者に帰属するあらゆる債権および担保権に対する権利を得る。」としていた。本件設例の動産担保証券は、UTRA 上の権原証券に該当する。そうすると、トラスト・レシート担保権者たる金融会社 A は、トラスト・レシート担保権を、動産担保証券の買主たる銀行 B に対抗することができることになる。棚卸資産リーエンの主たる取引類型のひとつであるトラスト・レシート取引に生じる重大なルール変更を、いかに正当化するかが問題となるのである。

かかる問題状況を前提に、草案②の起草者解説書は、第 I 期法理によって採用された法理を踏襲すべき正当性について、以下のような根拠を

⁽²⁴⁾示す。① UTRA のもとで展開された判例が、UTRA § 10(a) の規定にもかかわらず、必ずしも(上述の設例でいう)金融会社 A を勝たせる判断をしたわけではないことを挙げる。② 当該取引の正常性を説く。すなわち、銀行 B が、ディーラーが金融会社 A のために棚卸資産リーエンを設定していることを知りつつ、動産担保証券を買取る取引は、金融機関の間の正常な競争であるとする。その根拠として、金融会社 A 自身が動産担保証券や売掛債権を目的とする担保取引をなす場合があることを挙げる。すなわち、金融会社 A が、売掛債権や動産担保証券を担保目的財産に含めるアレンジをなす場合には、棚卸資産とは異なる利率(rate)や条件(terms)を付与するのであり、このことから、ある契約上の権利において物品と非現金的換価金の両方を担保に捕捉する場合、実際には、2種類の金融アレンジを有しているのであるとする。③ 上述の点と関連して、かかる金融機関の競争を可能にする本規定は、社会経済政策上、望ましいポリシーであるとする。④ トラスト・レシート担保権者の取引通念との整合性の観点から、当該取引の許容性を次のように説く。「棚卸資産金融の与信者は、現金で支払われることを期待する。かかる与信者にとって、その現金が動産担保証券を彼に売却することによって生じる場合と、第三者に売却することによって生じる場合で、差異はないはずである。彼が動産担保証券をとり損なった場合、ディーラーが彼の契約上の権利を侵害(violate)したのである。当該損失は、第三者に押し付けられるべきではない」と。

草案③は、草案②の規定を踏襲する。「(a) 新たな対価を供し、通常の場合において、売掛債権以外の非現金的換価金を買受けた者は、与信者のあらゆる請求権の付着なく、かかる換価金を、受領する。リーエンに関する買主の認識の有無にはかわりない。および、(b) 対価を供してまた通常の場合において借主から現金的換価金を受領した者は、与信者のあらゆる請求権の付着なく、かかる換価金を、受領する。」(草案③ § 7-322(2))。草案③の起草者解説の論旨も、草案②のものと、ほぼ同旨で

⁽²⁴³⁾
ある。

第3に、第2の点の問題状況(=草案②起草者解説書による上述の設例参照)に関連して、返却物(returned goods)の処遇が規定された。返却物というのは、もともと棚卸資産リーエンの目的財産であった物品で、かつ、設定者によって(正常に)処分がなされた後に買主から返却された物品である。

草案②は、「棚卸資産リーエンに服する物品が売却されその後借主に返却された場合、返却物品はもともとの棚卸資産リーエンに服する」旨を規定する(草案②§314(2))。しかしながら、(態度決定の留保を意味する[]付で)「[ただし、売却で受領された売掛債権や動産担保証券が譲渡されている場合を除く。この場合、返却された物品は、特定されうる限り、売掛債権ないし動産担保証券の譲受人のために、棚卸資産リーエンに優先する。]」との例外規定を設けた。

起草者解説書は、この規定が担う問題状況を次のように説明する。「もし、ディーラー(=棚卸資産リーエン⁽²⁴⁴⁾設定者)が返却に先立って売掛債権を売却していないのであれば、(返却物の処遇について)何も難しいことはない。返却物は、棚卸資産リーエンの捕捉下に復帰するのである」。しかしながら、設定者が、売掛債権を売却していた場合には、当該返却物上の権利を取得するのが「棚卸資産リーエン権者か、それとも、設定者が物品の売却によって受領した売掛債権の譲受人か、という問題」が生じるとする。「ほとんどの売掛債権譲渡契約には、返却物品が譲受人に帰属する旨の規定がある⁽²⁴⁵⁾」ためである。

草案②§314(2)の[]内の文言は、かかる売掛債権譲渡契約を重視して、売掛債権の譲受人を勝たせる内容となっている。この趣旨は、次の点にあったようである。「売掛債権譲渡人(=棚卸資産リーエン設定者)は、売掛債権の売却時に発生した換価金を、棚卸資産リーエンの一部への充当のために使ったかもしれない。そのうえに、物品を彼のリーエンに戻す場

合、売掛債権譲受人に何も残さないことになる。一方、返却物は、売掛債権を裏づけとして与信のなされた金額の要素(factor)である。それゆえ、もし譲受人が返却物品上に権利をもたないとすれば、その部分が減少したことになる⁽²⁴⁶⁾、という点である。

ただし、草案②の起草段階において、起草者は、売掛債権譲受人を優先することに、懐疑的であったようである。すなわち、起草者解説書は、「(売掛債権譲受人が返却物品を取得する旨の) 契約条項は、一面において、譲渡人が返却物品を自由に処分することができる⁽²⁴⁷⁾とすれば、売掛債権上のリーエンは無効であるという Benedict 事件判決のルールに依拠する判例法理に基づいて生じた」ものであり、「Benedict 事件判決のルールが破棄される場合、譲受人は、かかる保護を必要とするのか?」との疑問を示す。さらに、「棚卸資産与信者が物品をもち、売掛債権与信者が売掛債権をもつというルールが簡明であ」とし、「(上述の [] 内の文言の趣旨である) 問題は、それほど重要ではないので、簡明さが優先することになるだろう。それゆえ、[] 内の文言は削除されるだろう」と明言している⁽²⁴⁸⁾。

しかし、草案③でも、上述の [] 内の文言に相当する規定は、完全に削除されたわけではなかった。草案③は、棚卸資産リーエンが一般棚卸資産リーエンである場合と、特別棚卸資産リーエンである場合に区別して、次のように規定する。すなわち、「一般棚卸資産リーエンに服する物品が処分され、その後になって借主に返却された場合、返却物は再びもともとの棚卸資産リーエンに服する。処分からの換価金が譲渡されていた場合も、また同じである」(草案③ § 7-318(1))。それに対して、「特別棚卸資産リーエンに服する物品、ないし、いかなる棚卸資産リーエンにも服さない物品が処分され、その後返却された場合、右物品は、オリジナル・セールにおいて受領した売掛債権・動産担保証券の譲受人のための棚卸資産リーエンに服しうる。ただし、譲渡契約にその旨の合意を要する。」(草案③ § 7-318(2)) とするのである。

起草者解説が、第(1)項との差異の理由としているのは、次の点のみ

である。「物品の処分が、通常、債務への充当として与信者に支払われる⁽²⁴⁸⁾ リリース価格となるからである」という点である。

(c) 後発の売買代金担保権に対する制限

また、第Ⅱ期法理は、フローティング・リーエンの対世的効力に関して、新たな問題状況を措定する制限法理を導入した。後発の売買代金担保権に対する効力の制限である。売買代金担保権とは、信用売買において、売買代金債権の担保として、当該売買目的財産上に設定される担保権である。フローティング・リーエンは爾後取得財産を捕捉しうる。そのため、設定者が第三者を与信者とする信用売買によって棚卸資産を仕入れた場合などには、同一目的財産上に、先行するフローティング・リーエンと後発の売買代金担保権が競合しうるのである。

第Ⅰ期法理も売買代金担保権の重要性を認識していなかったわけではなかった⁽²⁵¹⁾。しかし、第Ⅰ期法理においては、売掛債権をも目的財産となしうる一元的な担保概念であった棚卸資産リーエン自体が、新たな対価を伴う場合にのみ、第三者に対して有効であるとされていた。当時、棚卸資産および売掛債権金融において、新たな対価を伴う取引とは、実質上、事業者たる設定者が物品の仕入代金について与信を受けた場合の担保、つまり、一種の売買代金担保であると考えられていた。そのため、同一の目的財産について、棚卸資産リーエンの効力を、後発の他の売買代金担保権との関係で制限する必要性は認識されていなかったのである。

棚卸資産・売掛債権金融の領域（同時の UCC 第 7 編第 3 章）に、かかるルールを最初に導入したのは、草案②である。草案②は、売買代金担保制度の優先を、一般棚卸資産リーエンに対する特定棚卸資産リーエンの優先というかたちで規定した。すなわち、「借主が新たな棚卸資産を取得するために、新たな貸付 (fresh advances) がなされた場合、適切に対抗力を付与されたこの貸付を担保するための特定棚卸資産リーエンは、目的財産たる棚卸資産が特定 (identified) ないし分離 (segregated) されうる限り

において、先発の一般棚卸資産リーエンにおける爾後取得財産条項に優先 (prevail) する」(草案② § 314(1)) 旨を規定する。本規定の趣旨が、売買代金担保権の優先であることは、起草者解説書に明記されている。⁽²⁵²⁾

草案③においても、同様の趣旨の規定が存する。⁽²⁵³⁾ただし、ここでは、一般リーエンと特定・特別リーエンの優劣というかたちをとらない。次のように規定する。「同一の棚卸資産に対して複数のリーエンが主張される場合、それらのリーエンは、適切な登録の順序 (order) で順位付けられる (rank)。ただし、以下は例外である。すなわち、適正な登録の後に複数のリーエンが設定されるが、借主によるリーエン目的財産たる棚卸資産の取得後10日以内である場合、以下の要件を充たす最初に新たな対価を供する与信者のリーエンが第1順位となる。すなわち、右与信者が、借主による棚卸資産の取得前10日以内に、新たな対価を供し、先順位の登録を具備している与信者らに通知をなす場合」(草案③ § 7-317) である。

(d) 破産管財人に対する制限

対世的効力の検討を終える前に、フローティング・リーエンが破産法との関係で制限を受ける法理について、第II期法理の基本的な立場を見ておきたい。

既述 (本節 2. (3)) のように、第I期法理は、連邦破産法の影響をほとんど考慮に入れていなかった。「事業の通常の過程における買主」(草案① § 13) との関係で、「破産管財人を対価を供する誠実な買主の地位に立たせるものではない」⁽²⁵⁴⁾と規定していたのみである。かかる制度設計の基礎には、フローティング・リーエンの利用可能性を、一定の取引に限定する立場があった。すなわち、草案①は、棚卸資産リーエンに対世的効力を付与する前提として「新たな対価」を要求していたのである。そして、この要件は、実質上、売買代金担保取引を措定するものであった。これは、沿革上、UTRA の制度設計に由来するものというべきである。

これに対して、第II期法理は、従前の対価を基礎とする金融取引に、フ

ローディング・リーエンの利用を承認する構成を採用する。すなわち、草案②は、「棚卸資産リーエン・譲渡が、従前の対価 (old value) のために設定・譲渡された場合」、および「過去の債務を新たな貸付と併合する場合」を前提とする規定をおいた (草案② § 309)。起草者解説書は、この趣旨を、「本条 (§ 309) は、従前の対価を基礎とするリーエン (old value lien) を禁ずるものではない。」と明言する⁽²⁵⁵⁾。

その上で、破産管財人に対する効力について、次のような制限を規定する。「棚卸資産リーエンないし譲渡が従前の対価のために設定された場合…当該リーエンの設定ないし対抗要件の具備の時点 (いずれか遅いほう) から 4 か月以内に破産手続き (insolvency proceedings) が開始された場合には、当該リーエンないし譲渡は、従前の対価の範囲内で、借主の債権者および管財人によって取り消され (avoided) うる。」(草案② § 309) というものである。

これは、当時の連邦破産法の規定に準ずるものである。草案②の起草者解説書は、当時の連邦破産法について、次のように説明する。「従前の対価のリーエンは、破産 4 か月以内に設定されていた場合、そして、借主が当時債務超過であったことを与信者が認識する合理性を有していた場合には、連邦破産法 § 60a により否認されうる偏頗行為となりうる」というものである。

起草者解説書は、草案② § 309 の趣旨を次のように説明する。すなわち、「(連邦破産法 § 60(a) に基づく偏頗行為の要件である) 与信者が認識する合理性を有していたか否かという点、そして、借主が当時債務超過であったか否か」という問題について、「否認されうる偏頗行為に関する州法 (規定) を創設し、立証の困難を緩和する」趣旨である。そのうえで、「当該リーエンの公示の 4 か月以内に破産手続きが開始されるという結果になった場合 (→この場合に、否認されうる偏頗行為があったと看做される)、与信者のリスクは大きすぎるものではない」として、次のような説明を付す。「従来の対価による担保権者は § 311 に基づいてリーエンの対抗要件を具備

することで、判決債権者に対して保護を受ける。かかる担保権者の唯一のリスクは、破産が4か月以内に発生しようという点のみである。借主がこの期間中支払能力を維持することについてリスクを取れないような担保権者は、保護されるべきではないのである。⁽²⁵⁶⁾」

草案③も、草案②の法理を維持し、「破産手続きが、担保権が設定(attachés)された時点か対抗力を付与された時点のいずれか遅いほうから4か月以内に開始された場合、担保権は、新たな対価が供されていない範囲内で、破産手続きにおいて否認(avoided)されうる」(草案③§7-111)⁽²⁵⁷⁾旨を規定した。

(205) リリース価格の概念および沿革については、本章第2節3.(4)a. 参照。

(206) 草案②は、売掛債権を「物品の売却や役務の提供について約定をなす既存の契約に基づいて、発生した、ないし、発生することになる金銭の支払に対する権利」と定義する(草案②§303)。ただし、売掛債権としての性質を持ちうる債権であっても、「被用者の個人的労務提供(personal service)を原因とするもの、判決に基づいて主張される権利、流通証券(negotiable instruments)、動産担保証券(chattel paper)、その他、一般的に譲渡が裏書によってなされたり書面(writing)の引渡しによりなされたりするもの」は売掛債権に該当しないとする(同条)。なお、草案③も同旨の規定をおく(草案③§7-104(3))。

(207) §301 cmt.(3), Notes and Comments to Tenant Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 162 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(208) U.C.C. §7-301 cmt. 2, May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 108 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(209) U.C.C. §7-301 cmt. 2, May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 108 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(210) もっとも、詳細に関しては、草案②と草案③で、規定の仕方が異なる。草案②が、単に「一般棚卸資産リーエンが爾後取得財産を含む場合、爾後取得棚卸資産および既存棚卸資産上の当該リーエンは、原リーエンが§311に基づき対抗力を具備された時点から対抗力を有する。」(草案②§308(1))と規定するにとどまるのに対し、草案③は、「文書による特段の定めのない限り、一般棚卸資産リーエンは爾後に取得される棚卸資産を含まない。一般棚卸資産リーエンが爾後に取得される棚卸資産を含む場合、当該棚卸資産上のリーエンは、借主が棚卸資産における権利を取得する時点で、自動的に付着する。また、当該棚卸資産上のリーエンは、ももとの棚卸資産上のリーエンと同一の順位(rank)を有し、かつて供された新たな対

- 価の範囲内で新たな対価を伴うものとして有効である。」(草案③ § 7-313(2))として、文書による爾後取得財産条項の利用を前提とした規定内容となっている。なお、「対抗力」の概念とその制度設計については、本節 2.(3)を参照されたい。
- (21) なお、1952年法典以降と異なるのは、換価金に関する記載が求められていなかったことである。
- (22) なお、草案②は、草案①同様、「新たな登録ないし更新」との文言を用いていたが、草案③では、単に「更新」に改められた。いずれも、効力にかんする規定は同じであった。
- (23) 「パーフェクト (perfect)」という用語の定義(草案② § 305(4))の導入に際して、草案②の起草者解説書は、「“リーエンをパーフェクトにする”という概念は、新たなもの (new) である」と記すのみである。§ 305 cmt.(4), Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 166 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984). 実際、UCC 第 9 編前史における動産担保制度(動産モーゲージ、UTRA、USCA)に関する制定法および関連する判例を含む)にあつては、対抗力を「パーフェクト」と呼ぶ制度は存在しなかった。沿革上、対抗力を「パーフェクト」と呼んできたのは、債権譲渡制度である。なお、債権譲渡制度における「パーフェクト」概念の沿革については、角紀代恵「債権譲渡における権利の競合とその優劣」加藤古稀『現代社会と民法学の動向(下)』552頁(有斐閣・1992年)556頁以下が詳しい。
- (24) 起草者解説は、パーフェクトであるにもかかわらず敗れる場合として、次の規定を例示する。「§ 7-112記載のリーエンは、本編に服する担保権に優先する；棚卸資産リーエンは、パーフェクトにされていても、事業における通常の買主に敗れる (§ 7-322)」。U.C.C. § 7-107 cmt. 2, May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 86 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (25) U.C.C. § 7-107 cmt. 2, May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 86 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (26) 棚卸資産リーエンと売掛債権譲渡の対抗要件制度を同一の制度にすべきであるという見解を主導したのは、Dunhamであったとされる。§ 311 cmt., Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 170 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (27) ただし、対抗要件規定は、保留を示す [] 付であった。
- (28) 草案②における「新たな対価」の概念は、次のように説明されている。「(3) “新たな対価”とは、借主に対してなされる新たな貸付 (advance)、融資 (loan)、信用 (credit)、および、与信者によって負担される新たな債務の提供を含む。また、パーフェクトにされている既存のリーエンの放棄を含む。」(草案② § 304)。第 I 期法理(草案① § 4)を踏襲するものであり、しいては、UTRA § 10に沿革をもつ。
- なお、対立概念である「従前の対価 (old value)」とは、「既存の請求権の満

- 足においてないし担保のために取得すること (taking) を含む。また、既存の債務の更改や拡張、および既に与信者が有する債務の代替 (substitution) を含む。」と定義されるが(草案② § 304(4))、「爾後取得財産に関する § 308の規定内容を除き」との除外規定に注目するべきであろう。1952年法典 § 9-108の原始規定である。なお、1952年法典 § 9-108は、1978年連邦倒産法の改正により不要になったとして、1999年法典で削除されている。これらの点については、次節以降で詳述する。
- (219) § 311 cmt., Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 170 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (220) § 311 cmt., Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 170 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (221) 貸付証書 (financing statement) ではなく、財務諸表 (financial statement) である。この例外規定により、一般債権者は、貸付証書による公示手段を見なくても、借主の財務諸表を見て先行する棚卸資産リーエン・売掛債権譲渡の不存在を信頼していれば、その信頼を保護されることになる。草案②の起草者解説書は、次のように説明する。「既存の公的登録簿が利用されないことの他の説明は、望まれるはるかに明白な情報源が借主の財務諸表 (financial statement) であるということである。(一般) 債権者らがなすべきもっとも明らかなことは、彼が彼の債務者の資産状況に興味を持つならば、財務諸表を要求することである。財務諸表は適切かつ正直であるので、彼は望む全ての情報を得ることができるであろう。財務諸表が適切に準備される場合、リーエンや売掛債権譲渡の事実の存否を示すであろう。ようするに、注意深い債権者が害されうる唯一の状況は、財務諸表が怠慢に準備されていたり情報が詐害的に隠匿されたりする場合である」。
- (222) § 311 cmt. (2), Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 172 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (223) U.C.C. § 7-305 cmt. 1, Uniform Commercial Code: May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 112 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (224) ただし、かかる対抗要件を基礎と対世的効力の内容に関しては、別途考察を要する。草案②は、第I期法理とほぼ同じであるが、草案③は、制度設計を変更しているのである。本節2.(3)c.(b) 参照。
- (225) これらの換価金の種類の相違による、対抗力の相違については、後述本節2.(3)c.(b) 参照。
- (226) § 326 cmt. (1), Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 184 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (227) 「(1) 同一の動産担保証券の正常な譲渡の間では、対価のある譲渡が優先する。

対価を伴う正常な譲渡の間では、最初に対価を提供した者が優先する。ただし、動産担保証券の誠実な占有者は、登録の有無、対価の提供の先後を問わず、当該証券の償還およびその換価金に対する権利を取得する。(2) 譲渡人の債権者に対して、動産担保証券は、当該動産担保証券の引渡しによって、登録なくして、対抗力を具備する。しかし、動産担保証券が譲受人に引き渡されていない場合、§ 7-305に基づく売掛債権の譲渡と同じ手法および範囲において、譲渡人の債権者に対して対抗力を有する。」(草案③ § 319)。

(228) See, § 312 cmt., Notes and Comments to Tenative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 139 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984); U.C.C. § 7-314 cmt., May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 121 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(229) この代理権は、モーゲージとは別途の合意によって授与されるとする。

(230) モーゲージ権者が、設定者に目的財産を処分させ、その換価金を取戻した場合に、第三者がモーゲージの無効を主張して争う事案が中心であった。そのため、債務者の手元にある換価金について、対世的効力がはっきりしているわけではなかった。

(231) 自己精算型の取引においては、リーエンの存在が、すなわち、発生した換価金の取戻権を意味するのである。

(232) § 313 cmt. (2), Notes and Comments to Tenative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 174 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(233) U.C.C. § 7-322 cmt.1, May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 129 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(234) ただし、「未だ借主による受領のない換価金に対する権利は、それ以前に受領された換価金に関する権利放棄によって害されない。」としている(草案② § 313(1)(a))。

(235) § 313 cmt., Notes and Comments to Tenative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 174 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984). なお、この草案②の起草者解説書は、§ 313(1)(a)と、Benedict 事件判決との関連性についても説明を付す。

(236) See, § 313 cmt. (6), Notes and Comments to Tenative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 176 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(237) U.C.C. § 7-322 cmt. 2, May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 129 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(238) U.C.C. § 7-322 cmt. 2, May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 129 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

(239) § 19 cmt., Tentative Draft No.1, *reprinted in* 4 U.C.C. Drafts, at 299

- (Elizabeth S. Kelly ed. 1984).
- (240) “フローア・プラン”とは、自動車産業に見られたトラスト・レシート法に基づく担保取引である。ディーラーが在庫商品たる自動車の仕入代金を調達するために、トラスト・レシート制度を用いてなす担保取引のことである。詳細については、本章第2節3.(4)a. 参照。
- (241) § 313 cmt., Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 175 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984). なお、同起草者解説書は、従来の判例の状況について、次のように説明する。「裁判所は、UTRAのもとで、このことに伴う困難を経験した。(なお、) 動産担保証券の買主が誠実な買主で無い場合、われわれの問題は生じない。(この困難のもとで、判例の立場は、次のように分かれる。) ①ときに、裁判所は、銀行が、通常の過程における買主の後釜に座った (step into the shoes of the buyer in ordinary course) のだと説明し、それゆえ、リーエンを免れるとした。② *Universal Credit Co. v. Citizens State Bank of Petersburg*, 611 N.E. 28 (Ind. 1945) 事件判決において、裁判所は、リーエンが権利放棄されたのだとし、それを根拠に銀行を保護した。③他の事例においては、金融会社が優先するとされた。」なお、これらの判例については、本節3.(3) で検証する。
- (242) § 313 cmt., Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 175 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (243) U.C.C. § 7-322 cmt., May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 630-31 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (244) 本条の起草者解説書には、設例はなく、ディーラーの何たるかについて特段の解説はない。ただ、本文第2の点に関する規定であることから、草案② § 313に関する起草者解説書の示す(フローア・プランにおける)ディーラーを意味していることは、明らかである。
- (245) § 314 cmt.(2), Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 176 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (246) § 314 cmt.(2), Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 176 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (247) *Benedict v. Ratner*, *supra* note 28, 268 U.S. 353 (1925).
- (248) § 314 cmt.(2), Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 176 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (249) U.C.C. § 7-318 cmt., May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 179 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).

- (250) 第Ⅱ期法理においては、条文の文言そのものに「売買代金担保権 (purchase money security interest)」という文言は用いていない。そのため、定義規定も存在しない。
- (251) 本章第 2 節 2 (3) 参照。
- (252) § 314 cmt. (2), Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 176 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984). 同起草者解説書は、かかる規定の沿革を、所有権留保形式 (title retention) の担保制度において伝統的に維持されてきた「売買担保 (purchase security) は、先行するモーゲージにおける爾後取得財産条項に優先するというルール」を、採用するものであるとする。この点については、本節 3. (3) で検討する。
- (253) 本規定が、「売買代金担保権と爾後取得財産条項の問題」について、(草案②) § 314(1) 同様 所有権留保型 (title retention) 担保制度において形成されてきた法理を採用するものであることについては、起草者解説書にも、明言されている。U.C.C. § 7-317 cmt.2., May 1949 Draft Article 7, *reprinted in* 8 U.C.C. Drafts 626 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (254) General Comments §§ 17-22, Tentative Draft No.1, *reprinted in* 4 U.C.C. Drafts, at 298 (Elizabeth S. Kelly ed. 1984).
- (255) § 309 cmt., Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 169 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (256) § 309 cmt., Notes and Comments to Tentative Draft No.2—Article VII: Commercial Transactions (Aug. 6, 1948), *reprinted in* 5 U.C.C. Drafts 169 (Elizabeth S. Kelly ed., 1984).
- (257) ただし、草案③では、第 7 編第 3 章 (棚卸資産リーエン・売掛債権金融に関する規定) ではなく、第 7 編第 1 章、すなわち、設備金融や消費者金融など他の制度との共通の規定として位置づけられている。